

# 一般社団法人おいしさの科学研究所

## 受託研究の手引き

味、香り、テクスチャーなどの測定機および官能検査等を用いて、食品(生鮮、加工を問わない)、または調理器具・製造機械などに関し、食品のおいしさを総合的に評価するなど、おいしさの科学研究所が試験・研究を受託するときは以下による。

- 1) 依頼者が、文書により一般社団法人おいしさの科学研究所(以下研究所)に、試験・研究の申し込みを行う。
- 2) 試験・研究の内容につき、研究所と依頼者とで打合せをする。
- 3) 2)の結果に従い、研究所が企画書および経費の見積書を依頼者に提出する。依頼者がこれを認めた時点で、研究所は依頼者に経費を請求する。必要であれば、両者の間で秘密保持契約を締結する。
- 4) 依頼者は、経費を研究所の指定銀行口座に入金する。
- 5) 4)の手続の終了後、研究所は受託研究を開始し、約束の期間内に結果の報告書を依頼者に提出する。